

介護職員のキャリアアップのための支援（主なもの）

令和6年3月 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

■認知症介護に関する研修

介護事業所の従事者が、認知症高齢者等の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を行う。

研修名		対象	内容
指定実施機関	認知症介護基礎研修	新規に認知症介護に従事した者	認知症介護に関する基礎的な知識・技術と実践方法
	認知症介護実践研修	実践者研修	認知症の原因や容態に応じ本人や家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得
		実践リーダー研修	ケアチームにおける指導的立場として指導能力やチームマネジメント能力を修得

※いずれも、指定実施機関が実施するが、来年度の受講者募集は「かいごへるぷやまぐち」にて案内予定。

※令和3年4月より、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

■介護員養成研修受講料の助成（介護員養成研修支援事業）

介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に「介護員養成研修（介護職員初任者研修 及び 生活援助従事者研修）」を受講させるために負担する受講料等に対し、支援を実施する。

申請者	事業者
助成対象	介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）を「介護員養成研修（介護職員初任者研修 及び 生活援助従事者研修）」を受講させるために負担する受講料等 ＜助成対象＞ 受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
	なお、助成対象となるのは、令和6年4月から令和7年2月末頃までに研修を修了した者に限る。
助成額	介護職員初任者研修 1人当たり5万円以内 生活援助従事者研修 1人当たり3万円以内
助成人数	130名程度

※研修の受講者募集、受講料の助成申請の詳細については、「かいごへるぷやまぐち」でお知らせします。